

2022年6月17日(金曜日)

『船員行政ニュース』 1136

国土交通省海事局
船員政策課

**【掲】船員労働災害防止優良事業者認定制度に基づく
再令和4年度船員労働災害防止優良事業者を募集
優良事業者認定制度】について紹介します。**

今週は、国土交通省海事局が募集する「船員労働災害防止
優良事業者認定制度」について紹介します。
船員の労働災害については、発生件数、発生率とともに昭和
43年から大幅に減少してきましたが、陸上の労働災害と比較
すると依然として高い発生率となっています。
「船員労働災害防止優良事業者認定制度」とは、このような
状況を踏まえ、船員災害防止対策推進の一環として、平成18
年度以降、労働災害の防止に優れた成果を挙げている船舶所
有者を「船員労働災害防止優良事業者(1級または2級)」と
して認定する制度です。

1. 募集期限

令和4年6月30日(木)

2. 事業者の認定など

優良事業者の認定については、「船員災害防止モデル事業
検討委員会」に報告の上、国土交通省が認定します。
認定した事業者にはステッカーを交付し、国土交通省の
ホームページなどで公表します。

認定事業者は自社のホームページや、船員募集の際に船
員職業安定業務窓口などに提出する求人票に、優良事業者
である旨を記載できます。

なお、認定を受けた優良事業者には、毎年9月に実施し
ている「船員労働安全衛生月間」に行う「船員災害防止大
会」の場において優良事業者認定証の授与を行います。

3. 申請方法

募集期間中、地方運輸局に次の書類を提出してください。

- ①船員労働災害防止優良事業者認定申請書
- ②安全衛生手エツクリスト

4. 認定要件

申請時以前の一定期間内(1級は5年間、2級は3年間)
において、次に掲げる要件の全てに適合していること。

- ①船員法および船員災害防止活動の促進に関する法律に
定める規定に関して無違反であること。
- ②労働災害・疾病の発生件数が基準内(3日以上の休業者
が一定数以下であり、かつ、死亡または行方不明者がいな
い)であること。

※なお、1級については、認定申請時に2級の認定を受
けていること。

募集要項は、国土交通省ホームページ(ドア)確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fri4_000013.html

問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課労働環境政策室
TEL 03(5201)0658
FAX 03(5201)1043
または、最寄りの地方運輸局まで